

令和6年度奈良県海外販路拡大プロジェクト事業
公募型企画提案 委託業務仕様書

1 業務名

令和6年度奈良県海外販路拡大プロジェクト事業委託業務

2 業務の目的

県内事業者の商品について、フランスにおいてテストマーケティングを実施することにより、商品のブラッシュアップを図り、今後の販路開拓・拡大に繋げる。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日

4 業務の内容

業務受託事業者（以後、受託者という）が用意するフランス・パリの実店舗（セレクトショップなど）において、県内事業者のテストマーケティングを実施し、その結果をフィードバックするとともに、今後に向けた助言を行う。

これにより、県内事業者への、マーケットインの視点を踏まえた、商品開発・改良やプロモーション、価格設定などの理解を促し、今後のフランスにおける販路開拓を支援する事業とし、これに必要な以下の業務を行うものとする。

① 事前セミナーの企画・実施

- (1) 開催時期：令和6年6月頃
- (2) 開催場所：奈良県内
- (3) 対象者：県内事業者
- (4) 実施内容：フランス現地の市場概況や海外展開におけるノウハウを提供するセミナーを奈良県内にて1回開催する。（講師のオンラインでの参加は可）

② 実店舗におけるテストマーケティング実施

- (1) 開催時期：令和6年9月上旬以降で、県と協議して決定
- (2) 開催場所：フランス・パリ
- (3) 対象者：現地消費者等
- (4) 実施内容：フランス・パリの実店舗において、テストマーケティングを実施（出品事業者は10者以上とする。実施期間は、1ヶ月間以上行うものとする。）するとともに、ホームページやSNS等の活用により、現地消費者等に対し広く情報発信する。
※商品は、生活雑貨、伝統工芸品等を想定。

③ 展示会等の視察会の実施

- (1) 開催時期：令和6年9月中で、県と協議して決定
- (2) 開催場所：フランス・パリ
- (3) 対象者：テストマーケティング参加県内事業者等

- (4) 実施内容：渡航を希望する県内事業者等に対し、現地展示会であるMaison & Objet (メゾン・エ・オブジェ) や事業者が視察すべき店舗等の視察を通して、現地ニーズの把握や、売れる商品作り、展示会出展に向けての学びの機会を提供する。

④ 報告会の企画・実施

- (1) 開催時期：令和6年12月～令和7年1月中
(2) 開催場所：奈良県内
(3) 対象者：県内事業者
(4) 実施内容：テストマーケティングの結果を踏まえた、今後のフランスへの販路開拓・拡大に必要なアドバイスを含む事業全体の報告会として開催する。
(講師のオンラインでの参加は可)

5 受託者の各事業の業務遂行

① 事前セミナーの企画・実施

- (1) セミナー企画
- ・県内の中小事業者が当該海外支援事業への応募の参考になるよう、フランス現地の市場概況及び、海外展開におけるノウハウや、本事業の内容について盛り込んだ内容とすること。
 - ・講師の手配
 - ・その他の事項については、県と協議すること。
- (2) セミナー実施
- ・会場は奈良県内とし、会場の賃貸借費用は負担すること。
 - ・当日の準備等、セミナー実施に関する業務。
 - ・その他の事項については、県と協議すること。

② 実店舗におけるテストマーケティング実施

(ア) 実店舗について

実店舗の選定にあたっては、月1000人以上の来店者数が見込まれることを条件とする。

(イ) 準備段階

○事業者及び商品の選定について

- ・事業者及び商品についてフランス現地の市場概況を踏まえて、十分な公平性を確保した上で、支援するに相応しい事業者(商品)を選定できる方法とすること。
- ・選定会を対面で実施すること。
- ・選定にあたっては、奈良県と協議の上決定すること。

○商品の発送について

事業者に対し、以下に関する説明を実施。

- (a) 輸出商品数量・商品構成
- (b) 販売価格の設定方法
- (c) その他必要な事項
- ・初回の出荷については原則、受託者が国内から現地への輸送料、関税、VAT等の経費を負担するものとする。
- ・追加出荷が生ずる場合にあっては、手続き等については受託者が行うものとし、経費については出品事業者が負担する。
- ・商品の現地会場への輸送、保険手続き業務

- ・各種証明書、免許等の取得、各種規制確認業務
- ・通関スケジュール管理
- ・通関に関し必要な手続き

○実店舗の運営

- ・開催スペースの装飾デザイン、設営等。
- ・統一感、一体感のある効果的な売り場づくりを行うこと。
- ・フランス語ラベルや出店企業毎の専用ポップの作成等、来場者に分かりやすい商品説明を行うこと。

○テストマーケティング実施の広報・周知

- ・SNS、WEB等を活用した集客効果のあるPRを行うこと。

(ウ) テストマーケティングの運営

○テストマーケティング会場スタッフの配置・運営。

- ・奈良県や商品について説明力のある展示会場スタッフの配置
- ・単なる商品説明やPR、販売だけでなく、来店者へのヒアリング等を実施し事業者へのフィードバックにつなげること。
- ・テストマーケティング期間中、事業者とのフィードバックミーティング（オンライン可）を実施すること。
- ・購買に至った場合、事業者に売上げ金額を送金すること。なお事業者への送金においては日本国通貨を使用し、あわせて売上げの明細を提示すること。
- ・現地バイヤー等（受託者含む）のニーズにより、商談の希望があれば事業者へのフィードバックを行うこと。

(エ) テストマーケティング終了後

○出品事業者へのフィードバックの実施

○事業報告書の作成

- ・今後のフランスにおける、県内事業者海外販路開拓に向けた考察等もまとめること。

○商品の事後処理業務

③ 展示会等の視察会の実施

展示会等の視察会は、県内事業者が、現地でのニーズやトレンドなどの把握や、競合などの商品、サービス等の傾向をつかみ、今後のフランスにおける販売戦略などに役立てることを目的とする。そのための、企画・実施とすること。

(ア) 視察会企画

- Maison&Objet 等の視察会の行程企画、移動手段の確保及び費用負担、調整、資料作成等
- 視察会参加事業者が視察すべき店舗等の視察行程企画、移動手段の確保及び費用負担、調整、資料作成等
- 視察会参加事業者や奈良県の今後にとって有益な内容とすること。

(イ) Maison&Objet 視察会実施

- 視察会に参加する者の Maison&Objet の入場券の手配及び費用負担
- 視察会に参加する者の移動手段の確保及び費用負担
- 会場で視察会参加事業者を案内し、質問等がある場合、Maison&Objet 等出展事業者に取り次ぐなど対応すること。

○視察会参加事業者への事前・事後のレクチャーを行うこと。

- (a) 海外展示会に出展する心構え
- (b) 現地にて売れる商品づくりについて
- (c) 効果的なPRの方法
- (d) その他必要な事項

(ウ) 視察会参加事業者が視察すべき店舗等の視察会実施

- 視察会参加事業者がフランスで視察すべき店舗等をピックアップし、アポ取り等調整を行い、視察スケジュールを組み、案内すること。
- 視察会に参加する者の移動手段の確保及び費用負担
- 視察先に関しては視察会参加事業者の取り扱う商品や希望に沿って検討し、県と協議のうえ決定すること。

④ 報告会の企画・実施

(1) 報告会企画

- ・テストマーケティングの結果を踏まえて、県内事業者が今後のフランスへの販路開拓・拡大に必要なアドバイスを含む内容とすること。
- ・講師の手配
- ・その他の事項については、県と協議すること。

(2) 報告会実施

- ・会場は奈良県内とし、会場の賃貸借費用は負担すること。
- ・当日の準備等、セミナー実施に関する業務。
- ・その他の事項については、県と協議すること。

6 その他各事業の共通業務

(ア) 現地関係者等との調整

(イ) 現地窓口機能の設置

(ウ) その他、本件事業の業務遂行に関連する業務

7 その他

- ・特に明記がない場合、費用は受託者が負担するものとする。
- ・県との連絡調整や県内事業者への指導等は日本語により行うこと。
- ・事業の実施にあたっては、受託者は、県と十分調整を行うものとする。
- ・委託業務の終了後、業務実施報告書を提出すること。
- ・業務遂行にあたり、あらかじめ業務責任者を決定すること。
- ・本業務を実施するにあたっては、必要な国内外の関係法令を遵守するものとする。
- ・別紙1「公契約条例に関する遵守事項」及び別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・受託者は、業務の実施に当たり県と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、県に報告すること。
- ・受託者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項で業務に必要な事項は、受託者及び県と協議して定めるものとする。

以上

(別紙 1)

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(別紙2)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。